

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税課税業務に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、固定資産税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八千代市長

## 公表日

令和4年7月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税課税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、固定資産評価及び課税事務等を行っている。 固定資産所有者等からの申請により、固定資産税関係証明書の発行を行っている。 固定資産税・都市計画税の賦課事務において、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	基幹情報システム(固定資産税システム・総合収納管理システム)、業務支援地図情報システム、家屋評価業務支援システム、eLTAXシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号/総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号/総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) なし (主務省令における情報照会の根拠) 第20条第5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 資産税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 資産税課 047-421-6693

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I-1-②	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の賦課事務において、特定個人情報を取り扱う。	固定資産税・都市計画税の賦課事務において、特定個人情報を取り扱う。	事後	平成28年4月1日付け組織改正及び平成29年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時点で、特定個人情報を保有する特別土地保有税納税義務者が存在しないため、上記と合わせて記載変更を行った。
平成29年7月13日	I-3	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府, 総務省令第5号)第16条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号/総務省令第5号)第16条	事後	平成28年4月1日付け組織改正及び平成29年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、命令名称の表記の整理を行った。
平成29年7月13日	I-4-②	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府, 総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠)なし(主務省令における情報照会の根拠)第20条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号/総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠)なし(主務省令における情報照会の根拠)第20条第5号	事後	平成28年4月1日付け組織改正及び平成29年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、命令名称の表記の整理及び対象条文番号の追記を行った。
平成29年7月13日	I-5-②	資産税課長 出竹 孝之	資産税課長 坂根 和男	事後	平成29年4月1日付け人事異動に伴う記載変更。
平成29年7月13日	I-7	八千代市役所 情報管理課 情報公開室	八千代市役所 法務課 情報公開班	事後	平成28年4月1日付け組織改正に伴う記載変更。
平成29年7月13日	II-1	平成26年11月7日 時点	平成29年6月20日 時点	事後	平成28年4月1日付け組織改正及び平成29年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、計数時点を変更した。
平成29年7月13日	II-2	平成26年11月7日 時点	平成29年6月20日 時点	事後	平成28年4月1日付け組織改正及び平成29年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、計数時点を変更した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月30日	I-5-②	資産税課長 坂根 和男	資産税課長 坂本 雅治	事後	平成30年4月1日付け人事異動に伴う記載変更。
平成30年5月30日	II-1	平成29年6月20日 時点	平成30年4月16日 時点	事後	平成30年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、計数時点を変更した。
平成30年5月30日	II-2	平成29年6月20日 時点	平成30年4月16日 時点	事後	平成30年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、計数時点を変更した。
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 坂本 雅治	課長	事後	所属長の役職名に記載内容を変更した。
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月16日時点	平成31年4月15日時点	事後	平成31年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、計数時点を変更した。
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月16日時点	平成31年4月15日時点	事後	平成31年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、計数時点を変更した。
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載した。
令和2年7月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月15日時点	令和2年4月15日時点	事後	令和2年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、計数時点を変更した。
令和2年7月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月15日時点	令和2年4月15日時点	事後	令和2年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ、計数時点を変更した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月17日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検	自己点検, 内部監査	事後	令和元年度に内部監査があったので変更した。
令和3年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月15日時点	令和3年4月15日時点	事後	令和3年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ, 計数時点を変更した。
令和3年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月15日時点	令和3年4月15日時点	事後	令和3年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ, 計数時点を変更した。
令和3年11月25日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検, 内部監査	自己点検	事後	令和2年度は自己点検のみだったので変更した。
令和3年11月25日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	代表電話番号 047-483-1151(代)	直通電話番号 047-421-6713	事後	請求先の電話番号を直通電話番号に変更した。
令和3年11月25日	I 関連情報 8.特定個人ファイルの取扱い に関する問い合わせ	代表電話番号 047-483-1151(代)	直通電話番号 047-421-6693	事後	問合せ先の電話番号を直通電話番号に変更した。
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月15日時点	令和4年4月15日時点	事後	令和4年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ, 計数時点を変更した。
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月15日時点	令和4年4月15日時点	事後	令和4年4月1日付け人事異動に伴う記載内容変更時期に合わせ, 計数時点を変更した。